

# トラックドライバー運転免許取得等支援事業補助金交付要綱

令和7年10月31日制定  
一般社団法人宮崎県トラック協会

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、社会・経済活動を支える物流機能の維持を図るため、トラック事業者に対して補助金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (補助事業者等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次の要件を満たす者に限る。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 宮崎県内に本社又は営業所を有し、雇用するドライバーの処遇改善に、当該補助金額以上の額を充当する者。
- (5) その他補助が適当でないと会長が認める者でないこと。

## (補助対象経費及び補助額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

## (交付申請及び申請書に添付すべき書類)

第4条 補助事業者は、補助金の交付申請を、次の表に掲げる期間に応じ、同表に掲げる申請期限までに県ト協に対して行わなければならない。

区分	対象期間	申請期限
前期申請 (取得済み)	令和7年4月1日から 令和7年11月30日取得分	令和7年12月26日
後期申請 (取得予定)	令和7年12月1日から 令和8年2月28日取得分	令和8年2月28日

2 前項の補助金の交付申請は、別記様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。※後期申請（令和7年12月1日以降に免許取得予定）の申請者は、別記様式第6号「免許取得見込 事前申請書」および別記様式第3号「申請内訳一覧表」を、事前に必ず提出してください。事前申請の提出がない場合、書類不備発生や予算上限到達により、本補助金の対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1) 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）

※令和7年度に当協会への補助金申請で提出している場合、その写しで可。

(2) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）

(3) 申請内訳一覧表（別記様式第3号）

(4) 費用の内訳が確認できる書類（例：請求書、費用内訳書等）

(5) 領収書の写し又は振込が確認できる書類

(6) 誓約書（別記様式第4号）

(7) 運転免許証写し添付用紙（別記様式第5号）

(8) 認定証の写し（Gマーク、働きやすい職場認証、ホワイト物流のいずれか1つ以上）

(9) 振込先口座が確認できる書類の写し（例：通帳の表紙及び見開きページ）

(10) 免許取得見込 事前申請書（別記様式第6号）※後期申請者のみ事前に提出

(11) 免許取得者の給与明細又は賃金台帳の写し（補助金申請月支給分）

※申請日時点で当該月の給与明細が未発行の場合は、後日提出でも可とします。

（交付決定及び交付額の確定）

第5条 会長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、補助事業者に通知する。

（補助金の経理等）

第6条 補助事業者は、この補助金に係る収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第8条 第4条の規定に掲げる書類の提出をもって実績報告があつたものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 会長は、虚偽又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた者に対して、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行し、トラックドライバー運転免許取得等支援事業補助金に適用する。

別表（第2条・第3条関係）

1 対象事業者	<p>本補助金の対象となる事業者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営む者のうち、運転免許の取得日（交付日）において、下記のいずれかの要件を満たす事業者とする。ただし、当該事業者は宮崎県内に本社又は営業所を有し、ドライバーの確保・定着の観点から、雇用するドライバーに対し交付を受けた補助金額以上の処遇改善を行うものに限る。</p> <p><b>【補足】</b>以下の資格要件は、補助金申請日ではなく、運転免許取得・交付時点においていずれか1つ以上を満たしている必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「働きやすい職場認証制度」（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」）の認証を受けている事業者</li> <li>(2) 「安全性優良事業所」（Gマーク）の認定を受けている事業者</li> <li>(3) 「ホワイト物流」推進運動自主行動宣言書を「ホワイト物流」推進運動事務局に提出し、当宣言書に基づく取組を実施している事業者</li> </ul>
2 補助対象経費	<p>次のいずれかの経費（消費税を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金交付申請時点において宮崎県内で雇用している者が、令和7年4月1日以降に大型免許（限定解除含む。）、中型免許（限定解除含む。）、けん引免許若しくは準中型免許（限定解除含む。）の取得に要した経費又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の7第2号及び第32条の8第2号に規定する教習（以下「特例教習」という。）の修了に要した経費（ただし、入校時に教習所へ支払った免許取得にかかる基本料金を基準とし、再検定料や補習料金などの追加費用は含まないものとする。）</li> <li>(2) 対象事業者が申請時点において雇用している者が、令和7年4月1日以降にフォークリフト運転技能講習の修了に要した経費</li> </ul>
3 補助額等	<p>補助対象経費の10分の10以内（ただし、申請額は税抜きとし、1,000円未満は切り捨てとする。対象事業者が補助対象経費に対し、国、全ト協、県ト協等による本事業以外の補助を受ける場合は、当該補助額を差し引いた金額を上限とする。）</p>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間は令和7年4月1日から令和8年2月28日取得分までとする。</li> <li>・申請期限は令和8年2月28日までとする。</li> <li>・補助金の申請は先着順とし、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了する。（申請を受理しても補助金を交付できない場合がある。）</li> </ul>